

# 千葉市創業支援補助金

## 会社設立型

認定特定創業支援等事業\*による研修等を受けた方が設立した会社を対象に  
**会社設立時に支払った登録免許税・定款認証手数料を補助します**

### 対象者

申請日時点で以下の要件を全て満たす株式会社又は合同会社

- 認定特定創業支援等事業による研修等を受けた者が代表者であり、かつ当該代表者によって設立されたこと。
- 認定特定創業支援等事業による支援が終了した日の翌日から起算して2年以内であること。
- 既に個人事業主等として事業を行っていた者が設立した会社の場合は、事業開始日の翌日から起算して2年以内であること。（個人・法人通算）
- 市内に本店を設置していること。
- 令和8年4月1日以降に成立した会社であること。
- 会社が成立した日の翌日から起算して90日以内※であること。**  
※令和8年4月1日～5月31日に成立した会社については、90日を超えても、8月31日(月)までに申請があった場合は補助対象とします。
- 上記の他、市税の滞納がないこと等の要件を満たしていること。（裏面参照）

### 対象経費 補助金額

- 登録免許税 

株式会社	上限 75,000円
合同会社	上限 30,000円
- 定款認証手数料 

株式会社	上限 50,000円
------	------------

※他の機関又は制度で助成を受けた経費は対象外です。

### 受付期間

令和8年5月29日（金）～令和9年2月29日（木）

※ただし、申請額が予算に達し次第受付を終了します。

### 申請方法 必要書類

市ホームページにて詳細をご確認の上、必要書類を郵便にて産業支援課スタートアップ支援室に提出してください。  
（手続の流れについては裏面もご参照ください。）

URL <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyou-siennhozyokin.html>



#### \*認定特定創業支援等事業

国の認定を受けて千葉市の経営支援機関等が実施する、創業に必要な4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が学べる以下の創業者研修・創業スクール・個別創業相談です。

- ・創業者研修（千葉市産業振興財団）・女性向け創業者研修（千葉市）
- ・創業スクール（千葉商工会議所）・創業スクール（千葉県信用保証協会）
- ・CHIBA-LABO会員限定創業相談（千葉市産業振興財団）

詳細・日程  
はこちら▶▶▶



問合せ先

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 スタートアップ支援室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

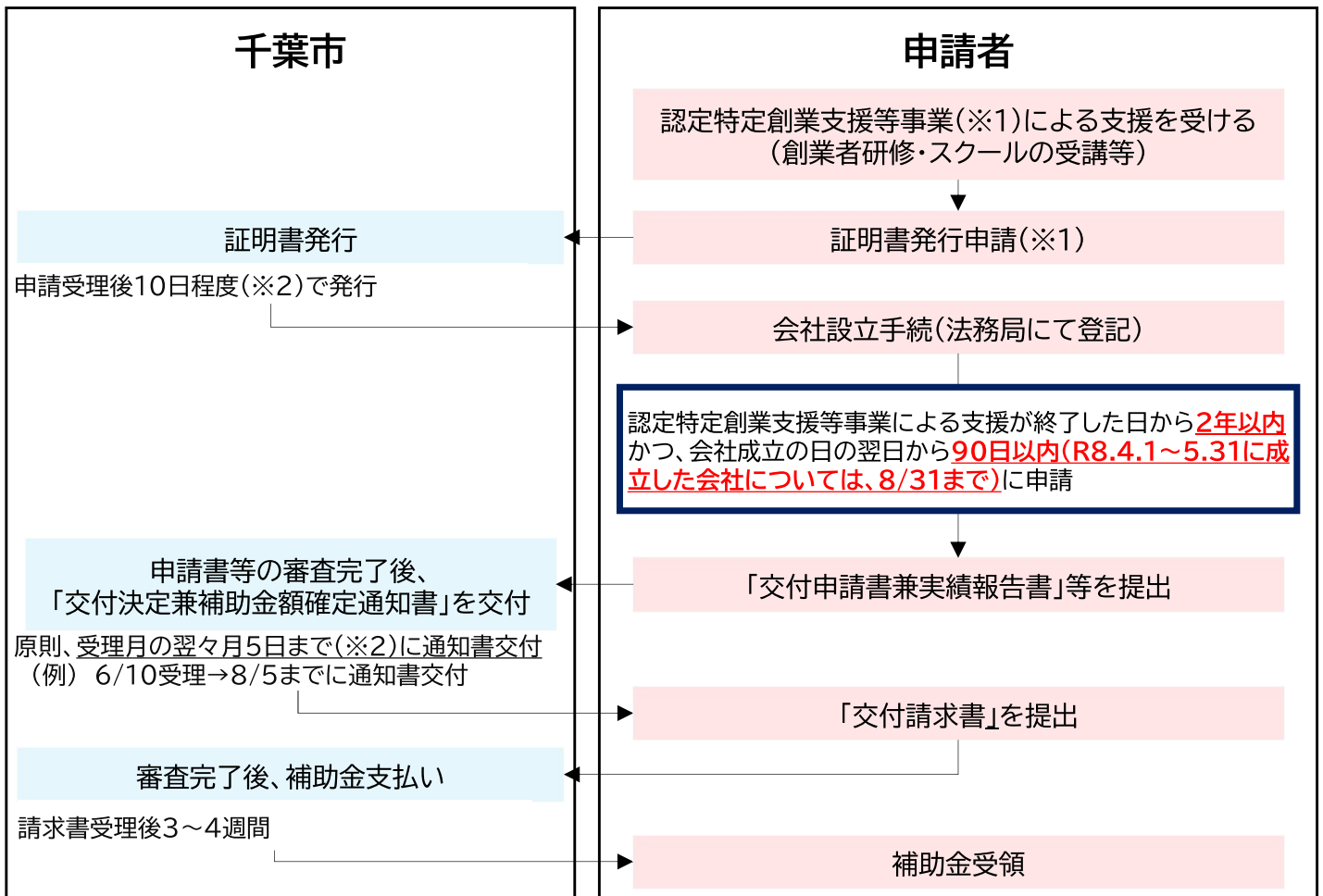
TEL 043-245-5292 MAIL sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

## 補助事業者の要件について

表面に記載の要件のほか、次の要件を全て満たす必要があります。

- 市町村民税及び特別区民税(延滞金を含む。)に滞納がないこと。
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)に抵触しないこと。
- フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。
- 補助金の交付を受けた後、市内で事業を継続する意思があること。
- 本補助金により、会社設立時の登録免許税又は定款認証手数料に係る補助を受けたことがないこと。
- 補助金交付決定の日以降、市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。
- 大企業及びみなし大企業に該当しないこと。
- 次のいずれにも該当しないこと。
  - 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
  - 代表者又は役員が暴力団員である者
  - 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
  - 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
  - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し、あるいは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
  - 公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者
  - 宗教活動又は政治活動を目的とする者
  - 上記に準ずる行為を行う者

## 申請・交付までの流れ



※1 認定特定創業支援等事業の詳細・証明書の発行手続については下記ページをご参照ください。  
<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>

※2 書類の不備や申請の混雑状況により前後する場合があります。

※3 申請書・請求書等の様式は、下記ページからダウンロードをお願いします。  
<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html>

※1 特定創業支援等  
事業のご案内



※3 創業支援補助金  
のご案内(様式等)

